平成２３年（フ）第８３４号
熊本市刈草２丁目３番38号　シャトー上村207号
債務者　關　　光子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８５４号
熊本市富合町田尻９番地１　レアルＡ棟102号
債務者　清田　真二
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３号
山口県防府市大字田島739番地の５
債務者　倉田　宜丿
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
埼玉県越谷市大字下間久里277番地８
債務者　五島　和弘
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
埼玉県春日部市藤塚1860番地７
債務者　矢島かおる
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７６３号
埼玉県春日部市備後西１丁目３番28号　リエス備後西102号
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３号
埼玉県草加市両新田西町９番地７
債務者　澤野　佐吉
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
埼玉県東松山市若松町２丁目９番31号　フラワーＰＡＬ201号
債務者　宮川　剛儀
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３３１号
札幌市西区西野11条８丁目９番10号
債務者　太田　幸恵
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９６号
札幌市中央区北２条西23丁目２番18号　第１高橋マンション102号
債務者　笠井　竹子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９７号
札幌市中央区北２条西23丁目２番18号　第１高橋マンション102号
債務者　笠井　信広
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３５号
札幌市豊平区月寒東５条16丁目12番16号
債務者　羽根惠理子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４１号
札幌市豊平区平岸５条６丁目１番７号　１階
債務者　相馬ゆみ子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４２号
札幌市東区北11条東12丁目１番30号　ハウスすずかけ２階13号
債務者　松本　　進
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６４号
札幌市南区真駒内上町２丁目12番２―404号
債務者　小野　芳敬
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４８９号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番９号　シャネル八軒Ａ―202号
債務者　坂上　政弘
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０４号
北海道恵庭市恵み野東５丁目２番14
債務者　長尾　紀子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０７号
札幌市西区八軒３条東５丁目４番33号　協林マンション11号
債務者　山田　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部